

明科地域特定開発第31-12号に対する意見書の概要と市の見解について

意見書の概要	事業者の見解	市の見解
<p>明科地域特定開発第31-12号に対して強く反対する。</p>	<p>当事業は関連法規に基づき計画・設計をしており、法に照らして過不足なく、開発許可されるものと確信している。</p> <p>説明会等の音声記録に基づいて見解を示しているが、周辺住民から提出された意見書に記載された内容には誤解や虚偽の指摘が複数ある。また、反対理由についてもその根拠が不明確であり、説明会や見解書で根拠を明確にってもらうよう依頼したが回答は得られなかった。</p>	<p>周辺住民からの反対意見は、「田園景観との調和」や「災害発生により周辺住民に影響が出ないよう配慮」といった指針に示す要件を含んでいる。</p> <p>これらの要件に対し、事業者は説明会等を重ねて周辺住民と意見交換を行い、出た意見や要望に対して事業者として対応できる範囲で設計変更や説明を行っているが、それでも周辺住民から「強く反対」されている状況である。</p> <p>景観や災害リスクを背景とする周辺住民からの反対の意向がなくなる以上、指針の「イ 周辺住民の理解が得られていること。」という要件を満たすとは言えないと考える。</p>
<p>1 安曇野市の開発事業に係る技術的な基準に関する規則第12条第1号アについて、計画地が土砂災害警戒区域に指定されているので、適切ではない。</p>	<p>近年の異常気象による災害発生のリスクは承知している。</p> <p>基礎について構造計算を行い、一般住宅用の基準を上回る防災性能を持たせる。耐風速70m/s以上や常時監視の要求を受けているが、過剰な要求であり同意できない旨を説明している。</p>	<p>計画地は土砂災害警戒区域に指定されており、土石流災害リスクが高いエリアである。事業者から示された提案は、一般住宅程度の防災性能を持たせるものであり、災害リスクの低減に資するものであると考えます。</p> <p>事業者により災害に対する一定の配慮はなされているが、周辺住民の受忍限度を定量化することは難しいため、「一定の配慮をしたから、基本計画や技術基準に定める基準を超過してもよい」とは言い切れず、認定指針に定めのある他の要件を踏まえて総合的に判断する必要がある。</p>

意見書の概要	事業者の見解	市の見解
<p>2 特定開発事業の認定に関する指針Ⅲ－２－（５）－イについて、周辺住民11世帯からの理解は得られていない。</p>	<p>説明会を4回開催し、意見書・見解書と公聴会による意見交換を経て設計変更などを行っており、事業内容については理解をいただいているが実施については賛同をいただけていない状態である。</p> <p>また、反対意見の有無ではなく、反対理由の正当性で判断されるべきである。</p>	<p>周辺住民が反対しているが、その反対理由はまちづくりの目標像及び基本方針を踏まえたものでなければならず、反対理由の正当性で判断することになる。</p> <p>意見書には、指針の要件に示された「田園環境との調和」や「災害発生により周辺住民に影響が出ないよう配慮」といった内容が含まれており、この点において反対理由の正当性が確認できる。</p> <p>なお、意見書の内容に事実誤認があると事業者から指摘があったが、「景観と災害リスクに対して周辺住民の懸念がある」ということを否定するものではなく、事実誤認により反対理由の正当性が失われるとまでは言えない。</p>
<p>3 事業者への不信感、建設後の事故や災害への対応に不安がある。</p>	<p>不安に対しては資料を作成し、説明会で説明を行い議事録にして送付している。具体的に不安を指摘するよう依頼をしているが回答はない。</p> <p>開示を求められたが開示できないデータは、代替の提案をしたり、開示できない理由を複数回説明したりしている。</p> <p>また、説明会を一方的に打ち切ったということが示されているが、追加質問等があれば別途対応するとして説明会出席者の同意を得ているので、これは事実と反する。</p> <p>また、「説明会は理解を得るために開いているのではない」という発言があったと示されているが、これも事実と反する。「理解」という言葉は「賛同」等と同意のものではなく、事業内容そのものを理解していただく場である、と説明している。周辺住民から賛同いただくことができない場合もやむを得ないとする。</p>	<p>4回開催された説明会の記録や意見書・見解書、公聴会の内容から、周辺住民からの意見・要望に対して設計変更や説明を行うといったやりとりを重ねていったが、お互いの主張が平行線になっているところがあり、周辺住民の反対が収まらず続いているということが確認できる。</p>

意見書の概要	事業者の見解	市の見解
4 眺望景観が阻害される。	<p>次のとおり設計変更して配慮している。</p> <p>①設備の高さは市道からの眺望を妨げる高さに設置しない</p> <p>②隣地から5m以上緑地帯を設け、設備を敷地中央に配置する</p> <p>③敷地周囲に植栽を配置する</p> <p>④設備に華美な配色をしない</p> <p>また、計画地にのみ特に眺望景観を要求される理由はないと考える。</p>	<p>事業者の設計変更は眺望景観に配慮したものであるが、周辺住民の受忍限度を定量化することは難しいため、「一定の配慮をしたから、基本計画や技術基準に定める基準を超過してもよい」とは言い切れず、認定指針に定めのある他の要件を踏まえて総合的に判断する必要がある。</p> <p>太陽光発電施設の敷地面積を基本計画に適合させるといったことも、眺望景観の配慮に資するものであると考える。</p>
5 自然災害による太陽光発電施設の被災が各地で多発している。	<p>一般住宅用の基準を上回る防災性能を持たせるようにしているが、これ以上の性能を要求されている。計画地にのみ特別に要求する理由を示していただくよう依頼しているが、理由の提示はない。</p>	<p>事業者により災害に対する一定の配慮はなされているが、周辺住民の受忍限度を定量化することは難しいため、「一定の配慮をしたから、基本計画や技術基準に定める基準を超過してもよい」とは言い切れず、認定指針に定めのある他の要件を踏まえて総合的に判断する必要がある。</p>
6 社会的距離（ソーシャルディスタンス）が守られていない。	<p>ソーシャルディスタンスは一般に人と人の距離を示すものであり言葉の使い方が間違いであると思うが、設備と近隣住民の方との距離に関する要求に対しては設計変更により対応するのでご指摘の問題はないものとする。</p>	<p>設備と近隣住民との距離について、特に隣接している住民は、施設との離隔をとること、施設自体の規模を小さくすることにより、その影響を受けづらくなるものとする。</p>
7 太陽光発電施設に係る明確な技術基準や法令が整備されておらず、現実の開発は地球環境やエネルギー問題と乖離している。	<p>技術基準や法令の整備の遅れは、開発を反対する理由としては適切ではなく、対処のしようがないと考える。</p>	<p>技術基準や法令の整備の遅れは、開発を反対する理由としては適切ではないと考える。</p>
<p>要望として、市民を不安にさせ、市民の生命や生活に危険をもたらしかねない事業計画には慎重な審議をしていただきたい。</p> <p>また、野立ての事業型太陽光発電施設に対するより厳しい規制を検討していただきたい。</p>		<p>条例や指針に沿って適切かつ慎重に審議している。田園環境区域における太陽光発電施設の立地は、敷地面積200㎡以下のものは基本計画に適合するものとして認めており、それ以上の敷地面積のものは特定開発事業の認定を受ける必要がある。</p> <p>より厳しい規制の検討については、市民からのご意見として承る。</p>